

第3章

計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

(1) 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会【附属機関*】

市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関する議論を行い決定します。

(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会【市社協との連絡調整会議】

横浜市と市社会福祉協議会が共同で事務局を運営し、地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関する意見交換を行い検討を進めます。

また、必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

(3) 関係局区検討プロジェクト

市の関係局区が連携して、地域福祉保健の推進に向けた取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

(4) 横浜市健康福祉局と横浜市社会福祉協議会の基本的な役割分担

	健康福祉局	市社協
区計画 推進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉保健活動に関する市としての方向性の提示 ・計画策定・推進業務の枠組みの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定、推進に必要な予算の区社協への支援 ・区社協の人材育成 ・地域ケアプラザの職種や部門連携を意識した人材育成 ・他都市における市社協の先進事例等の情報収集 ・区社協・地区社協・福祉保健団体等が把握している情報の集約
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に必要な予算や情報の支援 ・計画実現に向けた区の支援策の検討、実施 ・区、地域ケアプラザの人材育成 ・計画推進のための区局間の連絡調整 ・他都市の先進事例等の情報収集 ・地域の情報の分析と活用 	
市域における 新たな仕組みや 制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の課題の把握・分析 ・市域の取組の検討・実施 ・モデル事業等の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局と協働した取組 ・市民活動支援、各種関係団体のネットワーク化 ・市域で求められる人材育成

* 附属機関：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法第 14 条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

2 計画の評価方法

(1) 各年度の取組の振り返り

毎年度、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会にて市と各区の取組状況を報告し、委員会資料をホームページで公表します。

(2) 計画の評価時期

第4期横浜市地域福祉保健計画は、計画推進の中間年度である2021（平成33）年度に中間評価を行います。その後、計画推進の最終年度の2023（平成35）年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、結果を公表します。

なお、評価の結果については、中間評価を市計画期間後半の取組の推進方策に反映させ、最終評価を第5期市計画の策定に生かしていくものとします。

(3) 評価内容・手順

市計画の評価は、各重点項目に設定する「評価指標」に基づく以下の取組等の推進状況について、「目指す姿」にどれだけ近づいたかという視点で、定量（量）及び定性（質）の両面から総合的に判断し、評価を行います。

- ・地域課題解決に向けた市・区・地域の取組
- ・地域づくりを進めるための市域の施策や事業
- ・住民が主体的に進めている活動
- ・住民と企業・施設・企業・NPO法人・学校等、多様な主体が連携・協働して進めている活動 等

【評価の構成項目】

① 評価指標

定量評価に際して、目指す姿に近づくための取組・活動の結果を数値で表すこと、かつ経年で追うことが可能なものを「評価指標」として設定しました。

② 定性評価視点

定性評価に際して、「さまざまな主体を巻き込んで打ち合わせを重ねた」等、目指す姿に近づくための取組・活動(結果)を進めるために行ったことや今後の課題となること（経過）等、数値で表せない質的な視点で確認するものを「定性評価視点」として設定しました。


【評価の手順】

手順1：3つの推進の柱ごとに位置付けられた12の重点項目について、「評価指標」の経年変化や「定性評価視点」の取組状況を把握し、定量・定性評価を行います。

手順2：12の重点項目ごとに「目指す姿」にどれだけ近づいたかについて考察します。この際も、「結果」と「経過」、「できたこと・やったこと」と「課題」の視点を持って考察し、考察結果をもとに3つの推進の柱ごとの総合評価を行います。

【評価の視点】

評価では、下表のように、「結果」と「経過」の視点で取組状況の確認をしていきます。

第4期 評価指標の視点		定義
 結果（定量） 経過（定性） （結果以外のもの）		・目指す姿に近づくための、 ①対象者の生活の質の向上につながる取組や仕組みができたか ②課題解決に向けた取組はどの程度達成されたか
	地域における取組	・「結果」のために、地域でどのような取組が行われたか ・住民・地域が主体的に取り組めたか ・関係機関・民間企業・市民活動団体等と公的機関、支援機関が協働して取り組めたか
	支援機関（市・市社協・区・区社協・地域ケアプラザ）による支援・地域への関わり	・「結果」のために、支援機関の働きかけや取組（支援）はどうだったか ・市として計画に位置付けた支援策はどの程度行われたか

(4) 評価と社会状況の変化や他の施策等との関係について

評価指標と定性評価視点の5年間の取組状況は、計画の取組の結果だけでなく、社会状況の変化や他の施策等の影響も考慮して総合的に評価していきます。